

# 青森県報

号外第二十二号

令和五年  
三月二十九日  
(水曜日)

## 目次

### 人事委員会

- 人事委員会規則七―〇（給料等の支給）等の一部を改正する規則……………（事務局）…一
- 人事委員会規則七―二七（警察職員の特殊勤務手当）の一部を改正する規則……………（同）…六
- 人事委員会規則七―三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則……………（同）…七
- 人事委員会規則七―二〇七（職員の給与に関する条例附則第七項の規定による給料月額及び同条例附則第九項、第十四項、第十三項又は第十四項の規定による給料）……………（同）…八

## 人事委員会

人事委員会規則七―〇（給料等の支給）等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十九日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

### 人事委員会規則七―〇（給料等の支給）等の一部を改正する規則

（人事委員会規則七―〇（給料等の支給）の一部改正）

第一条 人事委員会規則七―〇（給料等の支給）の一部を次のように改正する。

第十条の二第二号中「第二十八条の五第一項」を「第二十八条の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第十二条第二項第二号を次のように改める。

二 定年前再任用短時間勤務職員等

（人事委員会規則七―一〇（学校職員の特殊勤務手当）の一部改正）

第二条 人事委員会規則七―一〇（学校職員の特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第二十八条の五第一項」を「第二十八条の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第三号

中の表の高等学校の項中「三本木農業高等学校」を削り、同条第四号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

（人事委員会規則七―六〇（福祉業務手当）の一部改正）

第三条 人事委員会規則七―六〇（福祉業務手当）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「第二十八条の五第一項」を「第二十八条の四第一項」に改める。

（人事委員会規則七―六二（初任給調整手当）の一部改正）

第四条 人事委員会規則七―六二（初任給調整手当）の一部を次のように改正する。

第六条中「別表」を「別表第一」に改める。

第七条の次に次の一条を加える。

（条例附則第七項の規定の適用を受ける職員の支給期間及び支給額）

第七条の二 条例附則第七項の規定の適用を受ける職員に対する第六条の規定の適用については、当分の間、同条中「別表第一」とあるのは、「別表第二」とする。

別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

（別表第二）

（別表第三）

（別表第四）

（別表第五）

別表第二（第七条の二関係）

職員の区分		2項職員	3項職員
期間の区分		円	円
1	年 未 満	35,600	31,500
1	年 以 上 2 年 未 満	35,600	31,500
2	年 以 上 3 年 未 満	35,600	31,500
3	年 以 上 4 年 未 満	35,600	31,500
4	年 以 上 5 年 未 満	35,600	31,500
5	年 以 上 6 年 未 満	35,600	31,500
6	年 以 上 7 年 未 満	34,300	31,500
7	年 以 上 8 年 未 満	33,000	31,500
8	年 以 上 9 年 未 満	31,800	31,500
9	年 以 上 10 年 未 満	30,500	31,500
10	年 以 上 11 年 未 満	29,300	26,300
11	年 以 上 12 年 未 満	28,000	21,000
12	年 以 上 13 年 未 満	26,700	15,800
13	年 以 上 14 年 未 満	25,500	10,500
14	年 以 上 15 年 未 満	24,500	5,300
15	年 以 上 16 年 未 満	23,500	
16	年 以 上 17 年 未 満	22,500	
17	年 以 上 18 年 未 満	21,600	
18	年 以 上 19 年 未 満	20,600	
19	年 以 上 20 年 未 満	19,600	
20	年 以 上 21 年 未 満	18,600	
21	年 以 上 22 年 未 満	18,200	
22	年 以 上 23 年 未 満	17,800	
23	年 以 上 24 年 未 満	17,100	
24	年 以 上 25 年 未 満	16,700	
25	年 以 上 26 年 未 満	16,200	
26	年 以 上 27 年 未 満	15,800	
27	年 以 上 28 年 未 満	15,400	
28	年 以 上 29 年 未 満	14,800	
29	年 以 上 30 年 未 満	14,600	
30	年 以 上 31 年 未 満	14,400	
31	年 以 上 32 年 未 満	13,900	
32	年 以 上 33 年 未 満	13,300	
33	年 以 上 34 年 未 満	12,700	
34	年 以 上 35 年 未 満	12,200	

備考

- この表において「2項職員」とは、第2条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは、同条第3項の職を占める職員をいう。
- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、2項職員にあつては採用の日又は第4条第1号若しくは第2号の職員となつた日以後の期間、3項職員にあつては獣医師免許を取得した日以後の期間を示す。

（人事委員会規則七―六四（職業訓練指導員手当）の一部改正）  
 第五条 人事委員会規則七―六四（職業訓練指導員手当）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。  
 （人事委員会規則七―六七（管理職手当）の一部改正）

第六条 人事委員会規則七―六七（管理職手当）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員」を「第二十二條の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（条例附則第七項の規定の適用を受ける職員の支給額）

第四条 条例附則第七項の規定の適用を受ける職員に対する前条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

（人事委員会規則七―八三（衛生検査手当）の一部改正）

第七条 人事委員会規則七―八三（衛生検査手当）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

（人事委員会規則七―八六（農林漁業普及指導手当）の一部改正）

第八条 人事委員会規則七―八六（農林漁業普及指導手当）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第四条中「第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項の規定により採用された職員」を「第二十二條の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（人事委員会規則七―九八（家畜診療手当）の一部改正）

第九条 人事委員会規則七―九八（家畜診療手当）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

（人事委員会規則七―一〇九（住居手当）の一部改正）

第十条 人事委員会規則七―一〇九（住居手当）の一部を次のように改正する。

第四条中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員」を「第二十二條の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十一条を削る。

(人事委員会規則七一八(教職調整額の支給方法)の一部改正)

第十一条 人事委員会規則七一八(教職調整額の支給方法)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

(人事委員会規則七一三三(義務教育等教員特別手当)の一部改正)

第十二条 人事委員会規則七一三三(義務教育等教員特別手当)の一部を次のように改正する。

第四条中「第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項の規定により採用された職員」を「第二十二條の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に改め、同条第一号中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(条例附則第七項の規定の適用を受ける職員の支給額)

第五条 条例附則第七項の規定の適用を受ける職員に対する前条の規定の適用については、当分の間、同条中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

別表第一再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄中「再任用職員」を「再任用職員」に改める。

別表第二再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄中「再任用職員」を「再任用職員」に改める。

(人事委員会規則七一三五(実習指導手当)の一部改正)

第十三条 人事委員会規則七一三五(実習指導手当)の一部を次のように改正す

る。

第四条中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

(人事委員会規則七一五九(単身赴任手当)の一部改正)

第十四条 人事委員会規則七一五九(単身赴任手当)の一部を次のように改正する。

第五条第三項第一号アを次のように改める。

ア 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項の規定による採用(同法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。)をされたこと。

(人事委員会規則七一六二(管理職員特別勤務手当)の一部改正)

第十五条 人事委員会規則七一六二(管理職員特別勤務手当)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「条例第七條の二第一項」を「次号に掲げる職員以外の管理監督職員(条例第七條の二第一項)に、「職員(以下「管理監督職員」という。）」を「管理監督職員をいう。以下同じ。」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)である管理監督職員 次に掲げる当該管理監督職員の占める職に係る規則七一六七第二條第二項の規定による区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一類及び二類 一万千円

イ 三類 一万円

ウ 四類 九千円

エ 五類 八千円

オ 六類 七千五百円

カ 七類 六千五百円

キ 八類 六千円

ク 八類の二、九類、九類の二及び十類 五千円

第三条第一項中「当該管理監督職員の占める職に係る規則七一六七第二條第二項の規定による」を「職員の」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 次号に掲げる職員以外の管理監督職員 次に掲げる当該管理監督職員の占める職に係る規則七一六七第二條第二項の規定による区分に応じ、それぞれ次に

定める額

ア 一類及び二類 六千円

イ 三類 五千五百円

ウ 四類 五千円

エ 五類 四千五百円

オ 六類 四千三百円

カ 七類 三千八百円

キ 八類 三千五百円

ク 八類の二、九類、九類の二及び十類 三千円

二 定年前再任用短時間勤務職員である管理監督職員 次に掲げる当該管理監督職員の占める職に係る規則七―六七第二条第二項の規定による区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一類及び二類 五千五百円

イ 三類 五千円

ウ 四類 四千五百円

エ 五類 四千円

オ 六類 三千八百円

カ 七類 三千三百円

キ 八類 三千円

ク 八類の二、九類、九類の二及び十類 二千五百円

第三条第一項第三号から第八号までを削る。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付する。  
附則に次の一項を加える。

(条例附則第七項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額)

2 条例附則第七項の規定の適用を受ける職員に対する第二条第一項及び第三条第一項の規定の適用については、当分の間、第二条第一項第一号及び第三条第一項第一号中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

(人事委員会規則七―一七九(再任用短時間勤務職員等の給料月額額の端数計算)の一部改正)

第十六条 人事委員会規則七―一七九(再任用短時間勤務職員等の給料月額額の端数計

算)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員等の給料月額額の端数計算

第一号中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に、「第四条の二」を「第四条第十一項」に改め、第二号中「短時間勤務をしている職員」の下に「(附則第二項において「育児短時間勤務職員等」という。)」を加え、「第六項若しくは第十一項」を「若しくは第六項」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付する。  
附則に次の一項を加える。

(給与条例附則第七項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等の給料月額額の端数計算)

2 育児休業条例附則第四項(育児休業条例附則第五項の規定により読み替えられた育児休業条例第二十二條において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた給与条例附則第七項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等について、同項の規定による給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該育児短時間勤務職員等の給料月額とする。

(人事委員会規則七―一九五(食肉衛生検査手当)の一部改正)

第十七条 人事委員会規則七―一九五(食肉衛生検査手当)の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

(人事委員会規則九―三(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等)の一部改正)

第十八条 人事委員会規則九―三(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等)の一部を次のように改正する。

第三条中「青森県条例第三十七号」の下に「。以下「給与条例」という。」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(給与条例附則第七項の規定の適用を受ける職員となつた場合の給与の支給割合)  
第三条の二 一般の派遣職員が給与条例附則第七項の規定の適用を受ける職員となつた場合には、当分の間、前条第六項及び第七項の規定にかかわらず、これらの職員となつた日を派遣の日とみなし、給与の支給割合を同条第一項から第五項ま

での規定により再決定するものとする。

2 前項の規定により支給割合を再決定された一般の派遣職員に対する第三条第七項及び第八項の規定の適用については、同条第七項中「前項」とあるのは、「前項又は第三条の二第一項」と、同条第八項中「及び前項」とあるのは、「前項及び第三条の二第一項」とする。

別記様式の別紙中「12 ㊦には、職務復帰後対象年度内に昇格、昇格等の措置を行った場合にその措置内容を記入する。」の次に次のように加える。

13 派遣の期間中に給与条例附則第七項の規定の適用を受けることとなった職員については、㊦に「年 月 日給与条例附則第七項適用」等と記入する。

(人事委員会規則九一四(職員の分限)の一部改正)

第十九条 人事委員会規則九一四(職員の分限)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則に次の一項を加える。

(条例附則第三項の規定による通知)

2 条例附則第三項の規定による通知は、人事委員会規則七二〇七(職員の給与に関する条例附則第七項の規定による給料月額及び同条例附則第九項、第十一項、第十三項又は第十四項の規定による給料)第十三条の規定により行うものとする。

(人事委員会規則七一八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則の一部改正)

第二十条 人事委員会規則七一八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則(令和四年十二月十六日公布)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第三十八号」の下に「。以下「改正条例」という。」を加え、

「定年前再任用短時間勤務職員等」を「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)(第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員)」に、「次項において」を「以下」に改める。

附則第四項中「地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)

附則第九條第二項」を「改正条例附則第二十六項」に、「定年前再任用短時間勤務職員」を「法第二十二條の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(改正後の人事委員会規則七一〇における暫定再任用職員に関する経過措置)

2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和四年十月青森県条例第三十八号。以下「改正条例」という。)(附則第二十五項に規定する暫定再任用短時間勤務職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。))は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)(第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(次項及び第五項において「定年前再任用短時間勤務職員等」という。))とみなして、第一条の規定による改正後の人事委員会規則七一〇(給料等の支給)第十条の二及び第十二條第二項の規定を適用する。

(改正後の人事委員会規則七一一〇における暫定再任用職員に関する経過措置)

3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員等とみなして、第二条の規定による改正後の人事委員会規則七一一〇(学校職員の特殊勤務手当)第二条の規定を適用する。

(改正後の人事委員会規則七一六七における暫定再任用職員に関する経過措置)

4 改正条例附則第二十六項に規定する暫定再任用職員(以下「暫定再任用職員」という。))は、法第二十二條の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。))とみなして、第六条の規定による改正後の人事委員会規則七一六七(管理職手当)第三条の規定を適用する。

(改正後の人事委員会規則七一八六における暫定再任用職員に関する経過措置)

5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員等とみなして、第八条の規定による改正後の人事委員会規則七一八六(農林漁業普及指導手当)(次項において「改正後の規則七一八六」という。)(第三条第一項の規定を適用する。

6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則七一八六第四条の規定を適用する。

(改正後の人事委員会規則七一三三における暫定再任用職員に関する経過措置)

7 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第十二條の規定による改正後の人事委員会規則七一三三(義務教育等教員特別手当)(以下この項において「改正後の規則七一三三」という。)(第四条の規定を適用する。この場合において、暫定再任用職員のうち改正条例附則第八項又は第九項の規定により採用された職員について改正後の規則七一三三第四条の規定を適用するときは、同条中「額(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。))にあつてはその額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年七

月青森県条例第十六号) 第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、「額」とする。

(改正後の人事委員会規則七―一五九における暫定再任用職員等に関する経過措置)

8 次に掲げる事由の発生(以下この項において「事由発生」という。)に伴い、住居を移転し、人事委員会規則七―一五九(单身赴任手当)(以下「規則七―一五九」という。)第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であつて、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが規則七―一五九第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とするものとなった暫定再任用職員は、職員の給与に関する条例(昭和二十六年七月青森県条例第三十七号)第十条の二第三項の同条第一項の規定による单身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員とする。

一 改正条例附則第八項又は第十三項の規定による採用(改正条例第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例(以下「旧定年等条例」という。))第二条の規定により退職した日(旧定年等条例第四条、地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。))附則第三条第五項又は改正条例附則第三項の規定により勤務した後退職した日及び改正法による改正前の法第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は改正条例附則第八項若しくは第十三項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされたこと。

二 改正条例附則第九項又は第十四項の規定による採用(改正条例第一条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例(以下「新定年等条例」という。))第二条の規定により退職した日(新定年等条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した日及び新定年等条例第十条又は改正条例附則第九項若しくは第十四項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされたこと。

9 改正条例附則第九項又は第十四項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に新定年等条例第十条の規定により採用された職員に対する第十四条の規定による改正後の規則七―一五九第五条第三項の規定の適用については、同項第一号ア

中「退職した日」とあるのは、「退職した日(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和四年十月青森県条例第三十八号)附則第九項又は第十四項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。)」とする。

10 この規則の施行の日前に、第十四条の規定による改正前の規則七―一五九第五条第三項第一号アに該当する採用をされた職員については、同項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

(改正後の人事委員会規則七―一六二における暫定再任用職員に関する経過措置)

11 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第十五条の規定による改正後の人事委員会規則七―一六二(管理職員特別勤務手当)第二条第一項及び第三条第一項の規定を適用する。

(育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員への準用)

12 改正条例附則第二十四項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号。以下「育児休業法」という。))第十七条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員について準用する。

(暫定再任用短時間勤務職員等の給料月額額の端数計算)

13 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

一 暫定再任用短時間勤務職員 改正条例附則第二十五項

二 育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員 改正条例附則第二十四項(前項の規定により準用する場合を含む。))の規定により読み替えられた改正条例附則第二十三項

人事委員会規則七―二七(警察職員の特殊勤務手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十九日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七―二七(警察職員の特殊勤務手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七―二七（警察職員の特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第三号中「六百四十円」を「千百五十円」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十九日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七―三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

別表第二の行政職給料表初任給基準表中

一級 二五号給	一級 二九号給						
一級 一五号給	一級 一九号給						
一級 一五号給	一級 九号給						
一級 一五号給	一級 五号給						
一級 一五号給	一級 五号給						

に改める。

別表第二の警察職給料表初任給基準表中

一級 三三号給	一級 七号給
---------	--------

に改める。

別表第二の海事職給料表初任給基準表中

一級 二五号給	一級 二九号給	一級 二五号給	一級 二九号給	一級 二五号給	一級 二九号給
一級 一五号給	一級 一九号給	一級 一五号給	一級 一九号給	一級 一五号給	一級 一九号給
一級 一五号給	一級 九号給	一級 一五号給	一級 九号給	一級 一五号給	一級 九号給
一級 一五号給	一級 五号給	一級 一五号給	一級 五号給	一級 一五号給	一級 五号給
二級 三七号給	二級 四一号給	二級 三七号給	二級 四一号給	二級 三七号給	二級 四一号給

に改める。

別表第二の研究職給料表初任給基準表中

二級 四三三号給	二級 四七号給	二級 四三三号給	二級 四七号給	二級 四三三号給	二級 四七号給
二級 二五号給	二級 二九号給	二級 二五号給	二級 二九号給	二級 二五号給	二級 二九号給
二級 一三三号給	二級 一七号給	二級 一三三号給	二級 一七号給	二級 一三三号給	二級 一七号給
二級 三三号給	二級 七号給	二級 三三号給	二級 七号給	二級 三三号給	二級 七号給
二級 二一号給	一級 二五号給	二級 二一号給	一級 二五号給	二級 二一号給	一級 二五号給
一級 二一号給	一級 一五号給	一級 二一号給	一級 一五号給	一級 二一号給	一級 一五号給
一級 一五号給	一級 五号給	一級 一五号給	一級 五号給	一級 一五号給	一級 五号給

に改める。

別表第二の教育職給料表(一)初任給基準表中

二級 三一三号給	二級 三五号給	二級 三一三号給	二級 三五号給	二級 三一三号給	二級 三五号給
二級 一三三号給	二級 一七号給	二級 一三三号給	二級 一七号給	二級 一三三号給	二級 一七号給
二級 一三三号給	二級 五号給	二級 一三三号給	二級 五号給	二級 一三三号給	二級 五号給
一級 一五号給	一級 一五号給	一級 一五号給	一級 一五号給	一級 一五号給	一級 一五号給
一級 一五号給	一級 一五号給	一級 一五号給	一級 一五号給	一級 一五号給	一級 一五号給
一級 一五号給	一級 一五号給	一級 一五号給	一級 一五号給	一級 一五号給	一級 一五号給
一級 一五号給	一級 一五号給	一級 一五号給	一級 一五号給	一級 一五号給	一級 一五号給

に改める。

別表第二の教育職給料表(二)初任給基準表中

二級 一五号給	二級 五号給	二級 一五号給	二級 五号給	二級 一五号給	二級 五号給
一級 一五号給					
一級 一五号給					
一級 一五号給					
一級 一五号給					

に改める。



三 特例任用後降任等職員 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、条例附則第九項に規定する異動日（以下「異動日」という。）の前日において第一項特例任用職員（定年条例第九条第一項又は第二項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）又は第三項特例任用職員（同条第三項又は第四項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）であつたものをいう。

四 特定日 条例附則第七項に規定する特定日をいう。

五 降格 人事委員会規則七―三九（初任給、昇格、昇給等の基準）（以下「規則」という。）第二条第三号に規定する降格のうち、法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。

六 初任給基準異動 条例第三条第一項の給料表（以下「給料表」という。）の適用を異にしない規則別表第二に定める初任給基準表（第六条第一項第一号において「初任給基準表」という。）に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。

七 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。

八 降号 規則第二条第四号に規定する降号をいう。

九 上限額 条例第四条第二項の規定により職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項又は第十七条の規定による勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）をしている職員にあつては、当該給料月額に職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号）第十七条（同条例第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）第二条第一項ただし書の規定により定められた当該職員の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があると

きは、その端数を切り捨てた額）をいう。

十 その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。

（条例附則第九項及び第十一項の人事委員会規則で定める職員）

第三条 条例附則第九項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用

後降任等職員を除く。）のうち、次に掲げる職員

ア 異動日以後に初任給基準異動をした職員

イ 異動日から特定日までの間に降格又は降号をした職員

ウ 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）

エ 異動日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

二 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。）をされた職員

2 条例附則第十一項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条の四第一項本文の規定による任命により職員となつた者のうち、次に掲げる職員

ア 条例附則第十一項に規定する任命をされた日（以下「任命日」という。）以後に初任給基準異動をした職員

イ 任命日から特定日までの間に降格又は降号をした職員

ウ 任命日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（任命日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）

エ 任命日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

二 任命日の前日から特定日までの間の一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「給与法」という。）第六条第一項第四号に規定する公安職俸給表（以下「公安職俸給表」という。）の俸給月額が増額改定又は減額改定（俸給月額の改定をする法令が制定された場合において、当該法令による改定により当該改定前に受けていた俸給月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。）をされた職員

（他の職への降任等をされた職員に対する条例附則第十三項の規定による給料の支給）

第四条 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）であつて、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に条例附則第七項の規定に

より当該職員が受ける給料月額（特定日後に第一号、第三号又は第四号に掲げる職員となったものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第三号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第四条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員（第三項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第四条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第十三項の規定による給料として支給する。

一 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動（以下「給料表異動等」という。）をした職員（第四号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日に当該給料表異動等があったものとした場合（給料表異動等が二回以上あった場合にあつては、同日にそれらの給料表異動等が順次あったものとした場合）に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額を除く。） 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格又は降号を二回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に百分の七十を乗じて得た額

三 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。） 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に百分の七十を乗じて得た額

四 異動日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員 人事委員会の定める額

五 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に百分の七十を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第四条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であつて、同項第五号に掲げる職員に該当する職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員は第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第四条基礎給料月額は、同項第一号から第三号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第一項第一号から第五号までのうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、条例附則第十三項の規定による給料として支給する。

（特任用用後降任等職員に対する条例附則第十三項の規定による給料の支給）

第五条 特任用用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日（定年条例第九条第一項から第四項までの規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に条例附則第七項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「異動日給料月額」という。）が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この項において「第五条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次条第一項各号、第三項及び第四項に該当する職員を除く。）には、異動日以後、第五条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第十三項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第五条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

第六条 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に条例附則第七項の規定により当該職員が受ける給料月額（異動日後に第一号、第三号又は第四号に掲げる職員となつたものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員になつたものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第三号アに掲げる職員以外にあっては、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第六条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員（第三項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となつた日以後、第六条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第十三項の規定による給料として支給する。

一 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員（第四号に掲げる職員を除く。） 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合（給料表異動等が二回以上あつた場合にあっては、仮定異動期間末日の前日にこれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合）の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

二 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格（規則第二十四条第三項に該当するものを除く。以下この号において同じ。）又は降号をした職員（第四号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異

動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格又は降号を二回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に百分の七十を乗じて得た額

三 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

四 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員 人事委員会の定める額

五 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第六条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であつて、第五号に掲げる職員に該当する職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員は第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第六条基礎給料月額、同項第一号から第三号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第一項第一号から第五号までのうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、条例附則第十三項の規定による給料として支給する。（降任等相当給料表異動をした職員に対する条例附則第十四項の規定による給料の支給）

第七条 降任等相当給料表異動（法第二十八条の二第一項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下この条及び次条において同じ。）をした職員（第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員を除く。第四項において同じ。）であつて、降任等相当転任日（当該降任等相当給料表異動をした日という。以下この条及び次条において同じ。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に条例附則第七項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第七条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特定日以後、第七条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第十四項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第七条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員が受ける給料月額との差額」とする。

3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は

減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員について適用される第七条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例附則第七項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、条例附則第十四項の規定による給料として支給する。

一 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員  
二 降任等相当転任日から特定日までの間に降格又は降号をした職員  
三 降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（降任等相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）

四 降任等相当転任日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

第八条 第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除く。）のうち、降任等相当転任日に条例附則第七項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「転任日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第八条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、降任等相当転任日以後、第八条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第十四項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第八条

基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員を受け  
る給料月額との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増  
額改定又は減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適用については、当該職  
員について適用される第八条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について  
降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するもの  
とする。

4 第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職  
員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、  
条例附則第七項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人  
事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、条例附則第十四項の規定によ  
る給料として支給する。

一 降任等相当転任日後に給料表異動をした職員

二 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格（規則第二十四条第三  
項に該当するものを除く。）又は降号をした職員

三 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員

四 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又  
は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

（特例任用期間降格等職員に対する条例附則第十四項の規定による給料の支給）

第九条 特例任用期間降格等職員（第三項特例任用職員のうち、仮定異動期間末日か  
ら法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の  
前日までの間において、降格（規則第二十四条第三項の規定によるものに限る。）  
をされた職員又は給料表異動により当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料  
表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の職員の職務の級より下位の職  
務の級となった職員をいう。以下この条において同じ。）であつて、仮定異動期間

末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除  
く。）のうち、特例任用期間降格等職員となった日（当該日が二以上あるときは、  
当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）に条例附則第七項の規定に  
より当該職員が受ける給料月額（以下この項において「降格等相当日給料月額」と  
いう。）が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額（当該額に、五十円

未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたこ  
きはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第九条基礎給料月額」とい

う。）に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となった日から法  
第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日  
までの間、第九条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、  
条例附則第十四項の規定による給料として支給する。

一 次号に掲げる職員以外の職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日  
の者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降  
格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、  
これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する  
額）に百分の七十を乗じて得た額

二 仮定異動期間末日以後に給料表異動（当該給料表異動後の職員の職務の級が当  
該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の職員の職務の級より  
下位の職務の級となるものに限る。）をした職員 特例任用期間降格等職員とな  
つた日の前日に特例任用期間降格等職員となつた日において適用される給料表  
の適用を受ける職員への給料表異動があつたものとした場合の特例任用期間降格  
等職員となつた日の前日までのその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮  
定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等職  
員となつた日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適  
用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格  
等職員となつた日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、こ  
れよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）  
に百分の七十を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合  
計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第九条  
基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員  
の受ける給料月額との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となつた日までの間の給料  
表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適用に  
ついては、当該職員について適用される第九条基礎給料月額は、第一項各号に規定  
する給料月額について特例任用期間降格等職員となつた日の給料表の給料月額欄に  
掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 特例任用期間降格等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表  
の適用を受ける職員のうち、条例附則第七項の適用を受ける職員であつて、次に掲

ける職員には、人事委員会の定める日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、人事委員会の定める額を、条例附則第十四項の規定による給料として支給する。

一 特例任用期間降格等職員となった日の翌日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に規則第二条第二号に規定する昇格をした職員

二 特例任用期間降格等職員となった日以後に給料表異動等（給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを除く。）をした職員

三 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等職員となった日までの間に降格（規則第二十四条第三項に該当するものを除く。）又は降号をした職員

四 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員

五 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

（警察法第五十六条の四第一項本文の規定による任命により職員となった者に対する条例附則第十四項の規定による給料の支給）

第十条 警察法第五十六条の四第一項本文の規定による任命をされた職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に条例附則第七項の規定により当該職員が受ける給料月額（特定日後に第一号、第三号又は第四号に掲げる職員となったものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員となったものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第三号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第十条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員（第三項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第十条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第十四項の規定による給料として支給する。

一 任命日以後に給料表異動等をした職員（第四号に掲げる職員を除く。）任命日の前日に当該給料表異動等に相当する給与法第六条第一項に規定する俸給表

（以下この号において「俸給表」という。）の適用を異にする異動又は俸給表の適用を異にしない人事院規則九一八（初任給、昇格、昇給等の基準）別表第二に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動（以下この号において「俸給表異動等」という。）があつたものとした場合（俸給表異動等が二回以上あつた場合にあつては、同日にそれらの俸給表異動等が順次あつたものとした場合）に同日において当該職員が受けることとなる俸給月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額

二 任命日から特定日までの間に降格又は降号をした職員（第四号に掲げる職員を除く。）任命日の前日に当該職員が受けていた俸給月額から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格又は降号を二回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に百分の七十を乗じて得た額

三 任命日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（任命日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 任命日の前日に当該職員が適用を受けていた公安職俸給表の職務の級及び号俸に対応する俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ アに掲げる職員以外の職員 任命日の前日に当該職員が適用を受けていた公安職俸給表の職務の級及び号俸に対応する俸給月額に百分の七十を乗じて得た額

四 任命日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員 人事委員会の定める額

五 任命日の前日から特定日までの間の公安職俸給表の俸給月額が増額改定又は減額改定をされた職員 任命日の前日に当該職員が適用を受けていた公安職俸給表の職務の級及び号俸に対応する特定日の公安職俸給表の俸給月額欄に掲げる俸給月額に百分の七十を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合

計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第十条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第一項第一号、第二号（任命日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員を除く。）又は第三号のいずれかに該当する職員であつて同項第五号に掲げる職員に該当する職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員は第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第十条基礎給料月額は、同項第一号から第三号までに規定する俸給月額について特定日の公安職俸給表の俸給月額欄に掲げる俸給月額を用いて、算出するものとする。

4 第一項第一号から第五号までのうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、条例附則第十四項の規定による給料として支給する。

（人事交流等職員に対する条例附則第十四項の規定による給料の支給）

第十一条 規則第十七条各号に掲げる者から人事交流等により引き続き管理監督職以外の職に採用された職員（以下この条において「人事交流等職員」という。）のうち人事交流等職員となつた日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）前に職員であつたものとした場合に異動日とみなされる日（以下この条において「みなし異動日」という。）がある者であつて、人事交流等職員となつた日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に条例附則第七項の規定により当該職員が受ける給料月額（人事交流等職員となつた日が六十歳に達した日後における最初の四月一日（以下この条において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であつたものとして条例附則第七項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）がみなし異動日の前日に職員となつたものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第十一条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となつた日（特定日前に人事交流等職員となつた場合にあっては特定日）以後、第十一条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第十四項の規定に

よる給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第十一条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日（人事交流等職員となつた日が仮定特定日以後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。）までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前二項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第十一条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であつて、人事交流等職員となつた日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例附則第七項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、条例附則第十四項の規定による給料として支給する。

一 かつて第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続き規則第十七条各号に掲げる者となり引き続き人事交流等職員となつたもの及びこれに準ずるもの

二 人事交流等職員となつた日後に給料表異動等をした職員

三 人事交流等職員となつた日から特定日までの間に降格又は降号をした職員

四 人事交流等職員となつた日（特定日前に人事交流等職員となつた場合にあっては特定日）以後に育児短時間勤務等をした職員

五 人事交流等職員となつた日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

（この規則により難い場合の措置）

第十二条 条例附則第九項、第十一項、第十三項又は第十四項の規定による給料の支給について、この規則により難い場合又はこの規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いを行うことができる。

（雑則）

第十三条 任命権者は、条例附則第七項又は第八項の規定の適用により職員の給料月額が異動することとなつた場合には、人事委員会の定めるところにより、当該職員

にその旨を通知するものとする。

第十四条 この規則に定めるもののほか、条例附則第七項の規定による給料月額及び  
条例附則第九項、第十一項、第十三項又は第十四項の規定による給料の支給その他  
条例附則第七項及び第八項並びにこの規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会  
が定める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円